

## ○石川県警察協力医・歯科医に関する要綱の制定について

平成2年1月20日、捜一発  
第39号、鑑発第33号、警  
察本部長から各部、課、隊、  
校、署長宛

最終改正 平成26年7月9日捜一乙達第1019号

この度、みだしの要綱を制定し、平成2年2月1日から施行することとしたので、要綱の趣旨、運用上の留意事項に配意し、効果的、かつ、適切な運用に努められたい。

### 記

#### 1 制定の趣旨

変死体の検視に際しては、「石川県警察の警察嘱託医に関する訓令」（昭和47年12月27日、石川県警察本部訓令第42号）に基づき警察嘱託医を中心に、その立会を得て実施しているところであるが、警察嘱託医には、留置人等の診察、治療等も嘱託しており、かなりの業務負担となっているのが実情である。

一方、航空機墜落、爆発、火災等の大規模事件・事故発生時の検視には、警察嘱託医だけの対応は不可能であり、また、身元確認のためには、法歯学を活用した歯科医師の協力が必要である。

このような実情に鑑み、

大規模事件・事故の検視時における医師、歯科医師の協力

通常の見視に際し、警察嘱託医が臨場できない場合の医師の協力等を得るため、一定の要件を具備する医師を警察協力医（以下「協力医」という。）に、歯科医師を警察協力歯科医（以下「協力歯科医」という。）に委嘱し、それぞれ協力体制を確保しつつ、検視、身元確認業務の万全を期そうとするものである。

#### 2 運用上の留意事項

##### (1) 警察嘱託医との関係

協力医及び協力歯科医（以下「協力医等」という。）は、原則として、大規模事件・事故発生時に、警察嘱託医と共に臨場を要請し、検視、身元確認業務の万全を期そうとするものである。

同時に、通常の見視に際しても、警察嘱託医が不在の場合や、遠隔地の場合等、嘱託警察医が臨場できない場合にも臨場を要請し、検視、身元確認業務の万全を期そうとするものである。

##### (2) 協力医等の上申時期（第4条）

署長又は、刑事部長の上申は、協力医等の委嘱期間が満了する2ヶ月前までに、本部捜査第一課長を経由して、本部長に対して行うものとする。

なお、解嘱により協力医等に欠員が生じた場合は、その都度上申を行うもの

とする。

(3) 委嘱手続（第4条）

協力医等の上申に際しては、協力医会長又は、協力歯科医会長と協議するものとする。

(4) 協力医師等の上申基準（第5条）

ア 協力医等の上申は、この要綱制定目的からして、自署管内に居住し、かつ、同管内で医業に従事している医師、歯科医業に従事している歯科医師であることが望ましい。

特に、医師の上申に当たっては、特定地区に偏重しないよう配慮するものとする。

イ その他、協力医等の上申に当たっては、次の次項を充足する者が委嘱されるよう留意すること。

(ア) 警察業務に理解があり、協力が期待できる者であること。

(イ) 政治的偏向がない者であること。

(ウ) 協力依頼業務に対し、耐え得る体力、活動力を有する者であること。

(エ) 人格及び行動について、社会的信望を有する者であること。

(5) 委嘱書の交付（第7条）

委嘱書は、別記様式第1号により医師、歯科医師を区分して各人に交付するものとする。

(6) 円滑な協力関係

署長は、協力医等と常に連携を保ち、捜査協力関係が円滑に行われるように努めるとともに、本業務を通じて知り得た秘密が漏れることのないように配慮すること。

(7) 報酬等

ア 協力医等は、定まった委託報酬がある警察嘱託医とは、全く別のものであることに十分留意すること。

イ 通常の検視に際しての検案料の負担は、遺族（身元不明死体は、市町村）であるので、協力医の立会を要請した場合は、現場において、協力医、及び遺族等に対し十分説明しておくこと。

ウ 通常の検視に際し、協力歯科医に依頼する諸作業は、検視業務に付随して行われる警察目的上の、身元確認業務の一環として行われるものであるから、その検査料は、鑑定謝金から支出するものとし、遺族等の負担とならないように十分配慮すること。

エ 協力医等は、無報酬であるので、臨場を要請する場合は、直近の協力医等を選び、かつ、現場への送迎は署で行う等、極力、協力医等に負担のかからないよう配慮するとともに、臨場に伴う各種事故防止に努めること。

なお、不慮の事故等に遭遇した場合は、災害補償の手続きが必要であるので、捜査第一課に速報すること。

別添

## 石川県警察協力医・歯科医に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、警察が取り扱う死体の検視、身元確認、鑑定等における捜査協力を得るため、石川県警察における警察協力医（以下「協力医」という。）及び警察協力歯科医（以下「協力歯科医」という。）の委嘱、並びにその運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 協力医とは、次条に掲げる警察業務に関し、協力を得るため警察本部長（以下「本部長」という。）が委嘱した医師をいう。

2 協力歯科医とは、次条に掲げる警察業務に関し、協力を得るため本部長が委嘱した歯科医師をいう。

3 協力医会長とは、石川県医師会内に設置されている石川県医師会警察協力医会の会長の略称をいう。

4 協力歯科医師会長とは、石川県歯科医師会内に設置されている石川県歯科医師会警察協力医会の会長の略称をいう。

(業務)

第3条 協力医、及び協力歯科医（以下「協力医等」という。）は、航空機墜落、爆発、火災等の大規模事件・事故をはじめ、警察が取り扱う各種の死体について、警察の協力要請に基づき、医師、歯科医師の立場から、検案、個人識別等の業務に当たるものとする。

2 前項の協力要請は、原則として本部長が行うものとする。ただし、警察署長（以下「署長」という。）は、自署管内で発生した小規模な事案について、自署管内の協力医等に協力要請できる。この場合、署長は、事前又は事後に必要な事項を本部長に報告しなければならない。

(委嘱)

第4条 協力医等は、次条の上申基準に該当する者の中から署長又は刑事部長の上申により、本部長が委嘱する。

2 署長又は刑事部長は、前項の上申に際し、協力医会長又は協力歯科医会長と協議するものとする。

(上申基準)

第5条 協力医等の上申基準は、次のとおりとする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 管内に住居を有し、管内で医業に従事している医師又は歯科医業に従事している歯科医師。

イ 管外に住居を有し、管内で医業に従事している医師又は歯科医業に従事している歯科医師。

(2) 警察活動に対する理解が深く、その積極的な協力が期待できる者。

(人数)

第6条 協力医等を委嘱する人数は、おおむね、150名とする。

(委嘱書の交付)

第7条 第4条の委嘱は、委嘱書(別記様式第1号)を交付して行う。

(委嘱の期間)

第8条 協力医等の委嘱期間は、毎年8月1日から1年間とする。ただし、再委嘱することができるものとする。

2 期間満了前に協力医等を解嘱した場合は、後任者の委嘱期間は、前任者の残任期間とする。

(解嘱)

第9条 署長又は刑事部長は、協力医等が辞意を表明したとき又は死亡、病気その他の事由があると認めるときは、本部長に解嘱を上申しなければならない。この場合、署長又は刑事部長は、協力医会長又は協力歯科医会長と協議するものとする。

2 本部長は、前項の上申に基づき解嘱が相当と判断したときは、これを解嘱することができる。

3 本部長は、協力医等を解嘱する場合は、解嘱通知書(別記様式第2号)を本人に交付して行うものとする。ただし、死亡による解嘱の場合は、この限りでない。

(事務処理)

第10条 協力医等の運営に関する事務は、刑事部捜査第一課で行うものとする。

2 刑事部捜査第一課に警察協力医等名簿を備え、委嘱の状況を明らかにしておくものとする。

附 則

この要綱は、平成2年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

別記様式第1号

委 嘱 書

住 所

医 師

名

歯科医師

医

石 川 県 警 察 協 力

を 委 嘱 し ま す。

歯 科 医

期 間 は 平 成 年 月 日 から

平 成 年 月 日 まで

と し ま す。

平 成 年 月 日

石 川 県 警 察 本 部 長

階 級 氏 名 印

医  
警 察 協 力 解 嘱 通 知 書  
歯科医

住 所

医 師  
名  
歯科医師

医  
石 川 県 警 察 協 力 を 解 嘱 し ま す。  
歯科医

平成 年 月 日

石 川 県 警 察 本 部 長

階 級 氏 名 印